

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）の障害等級認定に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、発行年月日を平成 29 年 5 月 12 日として行った精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）に基づく手帳の交付決定処分のうち、障害等級を 3 級と認定した部分（以下「本件処分」という。）について、これを 2 級に変更をすることを求めるものである。

### 第 3 請求人の主張の要旨

2 級への変更を求める

病めいが、おもいので、3 きゅうでは、なっとくできません もう一度おかんがえなおして下さい お願いします

### 第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 45 条 2 項により、棄却すべきである。

## 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年9月25日	諮問
平成29年10月20日	審議（第14回第3部会）
平成29年11月28日	審議（第15回第3部会）

## 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

- (1) 法45条1項は、精神障害者は、厚生労働省令で定める書類を添えて、その居住地の都道府県知事に手帳の交付を申請することができることと定め、同条2項は、都道府県知事は、手帳の交付申請に基づいて審査し、申請者が「政令で定める精神障害の状態」にあると認めたときは、申請者に手帳を交付しなければならない旨定めている。
- (2) 法45条2項の規定を受けて、法施行令6条は、1項において、「政令で定める精神障害の状態」は、3項に規定する障害等級に該当する程度のものとし、3項において、障害等級は障害の程度に応じて重度のものから1級、2級及び3級とし、各級の「精神障害の状態」については、別紙2の表のとおりと規定し、また2項において、手帳には障害等級を記載するものとしている。
- (3) 法45条4項は、手帳の交付を受けた者は、厚生労働省令で定めるところにより、2年ごとに、同条2項の「政令で定める精神障害の状態」（別紙2の表の1級ないし3級のいずれか）にあることについて、都道府県知事の認定を受けなければならないと規定する。

(4) また、法施行令 6 条 3 項が定める障害等級の認定に係る精神障害の状態の判定に当たっては、精神疾患（機能障害）及び能力障害（活動制限）の状態が重要な判断資料となることから、「精神疾患（機能障害）の状態」（以下「機能障害」という。）と「能力障害（活動制限）の状態」（以下「活動制限」という。）の二つの要素を勘案して「総合判定」すべきものとされている（「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準について」（平成 7 年 9 月 12 日健医発第 1133 号厚生省保健医療局長通知。以下「判定基準」という。）及び「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準の運用に当たって留意すべき事項について」（平成 7 年 9 月 12 日健医精発第 46 号厚生省保健医療局精神保健課長通知。以下「留意事項」といい、判定基準と併せて「判定基準等」という。））。

法 45 条各項の規定により都道府県知事が行う事務は、地方自治法 2 条 8 項の自治事務であるところ（法 51 条の 13 第 1 項参照）、判定基準等の各定めは、手帳の申請に対応する事務に関する地方自治法 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言（いわゆるガイドライン）に当たるものである。

(5) そして、法 45 条 1 項の規定を受けた法施行規則 23 条 1 号によれば、手帳の交付申請は、医師の診断書を添えて行うこととされ、このことは、同規則 28 条 1 項により、法 45 条 4 項の規定による手帳の更新の場合も同じとされているから、本件においても、上記(4)の「総合判定」は、提出された本件診断書により、その記載内容全般を基に、判定基準等に照らして客観的になされるべきものと解される。

2 次に、本件診断書の記載内容（別紙 1）を前提に、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下、検討する。

(1) 機能障害について

ア 本件診断書において、請求人の主たる精神障害として記載さ

れている「アルコール依存症 ICDコード（F12.0）」（別紙1・1・(1)）は、ICD-10の分類によると、正しくは、「F10.2」であり、「アルコール使用による精神及び行動の障害」のうち「依存症候群」に該当する。

また、「アルコール依存症」は、判定基準が掲げている7種の典型的な精神疾患においては、「中毒精神病」に該当する。

さらに本件診断書においては、従たる精神障害として「気分変調症及び何らかの発達障害（IQ61）」（別紙1・1・(2)）と記載されている。このうち、「気分変調症」については、ICD-10の分類によると、F34の「持続性気分障害」のうちの「気分変調症（F34.1）」に該当し、判定基準においては、「気分（感情）障害」に該当するものである。

一方、「何らかの発達障害」は、「IQ61」と付記されていることからすると、むしろ「精神遅滞（知的障害）（F7）」を指すものと思われる。そうすると手帳の制度について定める法45条1項は、「精神障害者（知的障害者を除く。以下この章及び次章において同じ。）」と規定し、知的障害者を対象外としているから、請求人が軽度の知的障害を伴っているとすれば、この点については、手帳の交付及び障害等級の判定に当たっては、あくまで参考情報として扱うべきもので、知的障害の影響があるとすれば、これを除外して精神障害の程度を判断すべきこととなるものである（後述の活動制限についての判定においても同様のことがいえる。）。

以上述べたところから、請求人の主たる精神障害及び従たる精神障害について、本件診断書の記載に基づき、判定基準等が「中毒精神病」及び「気分（感情）障害」について定めているところに則って、機能障害の程度を判定すべきこととなる。

イ 判定基準によれば、「中毒精神病」については、「精神作用物質の摂取によって引き起こされる精神および行動の障害を指

す。有機溶剤等の産業化合物、アルコール等の嗜好品、麻薬、覚醒剤、コカイン、向精神薬等の医薬品が含まれる。これらの中には依存を生じる化学物質が含まれ、また法的に使用が制限されている物質も含まれる。」とされている。

そして、「中毒精神病」による機能障害については、「認知症その他の精神神経症状が高度のもの」が障害等級1級、「認知症その他の精神神経症状があるもの」が同2級、「認知症は著しくはないが、その他の精神神経症状があるもの」が同3級とされる。なお、「認知症、その他の精神神経症状」については、「中毒精神病に現れる残遺及び遅発性精神病性障害には、フラッシュバック、パーソナリティ障害、気分障害、認知症等がある。」と説明されている。

また、「気分（感情）障害」による機能障害については、「高度の気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの」が障害等級1級、「気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの」が同2級、「気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、その症状は著しくはないが、これを持続したり、ひんぱんに繰り返すもの」が同3級とされる。

ウ これを請求人についてみると、本件診断書の「発病から現在までの病歴及び治療内容等」欄には、別紙1・3のとおり、「16才より飲酒、18才より毎日飲酒。20才頃より飲酒運転、平成9年頃よりイラダチ目立ち、精神科通院。平成23年4月〇〇病院にてアルコール依存症診断を受ける。平成24年12月〇〇病院入院。平成25年4月〇〇クリニック、平成25年9月〇〇病院入院 平成26年6月17日～8月30日〇〇病院再入院。」と記載されている。

また、「現在の病状・状態像等」欄（別紙1・4）は、「抑

うつ状態（易刺激性・興奮、憂うつ気分）、情動及び行動の障害（爆発性、暴力・衝動行為）、精神作用物質の乱用、依存等（アルコール、依存）、現在の精神作用物質の使用は、無（平成26年6月以降不使用）、知能、記憶、学習及び注意の障害（知的障害（精神遅滞）、軽度）」に該当し、「病状、状態像等の具体的程度、症状、検査所見等」欄は、別紙1・5・(1)のとおり、「9月当院通院、自助グループにも参加、依存症としての自覚は少しずつ進みはじめている。〇〇、作業所に通っている。」との記載がある。

エ これらの記載によれば、請求人はアルコール依存症による受診歴、3回の入院歴があつて、現在も判定基準の「中毒精神病」の症状を有するものと認められる。しかしながら、「認知症、その他の精神神経症状」については、「中毒精神病に現れる残遺及び遅発性精神病性障害」としての、「フラッシュバック、パーソナリティ障害、気分障害、認知症等」について、特段の具体的記載が見られないため、症状が著しいものとはいえない。また、「気分（感情）障害」に該当する従たる精神障害の「気分変調症」については、本件診断書の記載を見る限り、気分の変動について特に目立つような症状があるとも認められない。以上、主・従いずれの精神障害についても、機能障害の状態は、病状として著しいとまでは認められない。

したがって、請求人の機能障害の程度について、主たる精神障害の「中毒精神病」の判定基準等によると、障害等級2級の「認知症その他の精神神経症状があるもの」とまでは認められず、「認知症は著しくはないが、その他の精神神経症状があるもの」として、障害等級3級に該当すると判断すべきであり、また、従たる精神障害については、「気分（感情）障害」の判定基準等によると、障害等級2級の「気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんば

んに繰り返したりするもの」とまでは認められず、「気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、その症状は著しくはないが、これを持続したり、ひんぱんに繰り返すもの」として、障害等級 3 級に該当すると判断するのが相当である。

以上から、請求人の精神障害における機能障害の程度は、障害等級 3 級に相当するものと認められる。

## (2) 活動制限について

次に、請求人の活動制限についてみると、本件診断書によれば、「日常生活能力の程度」欄（別紙 1・6・(3)）は、「精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする。」とされ、留意事項・3・(6)の表からすると、この記載のみに限って見れば、請求人の活動制限の程度は、おおむね障害等級 2 級程度の区分に該当し得るともいえる。

また、日常生活あるいは社会生活の具体的な支障の程度について判定する「日常生活能力の判定」欄（別紙 1・6・(2)）では、8 項目中、「おおむねできるが援助が必要」が 3 項目、「援助があればできる」が 5 項目と記載されているところ、これらの判定項目の記載のみを見ると、請求人の活動制限の程度は、障害等級 2 級及び同 3 級のいずれの区分にも該当しうるといえる。

一方、「現在の生活環境」欄（別紙 1・6・(1)）は、「在宅（単身）」とされ、「就労状況」（別紙 1・7）については、「現在 B 型就労支援参加中」とあり、また、「現在の障害福祉等サービスの利用状況」欄（別紙 1・8）は、「生活保護」とされていることからすれば、請求人は、生活保護以外の障害福祉等サービスを利用することなく、単身で在宅での生活を維持しながらデイケアへの通院、作業所への通所を継続できていると思料され、活動制限の程度は、軽度であるともいえる。

さらに、「現在の病状・状態像等」欄（別紙 1・4）における、「知能、記憶、学習及び注意の障害（知的障害（精神遅

滞)、軽度)」の記載からすると、請求人の場合、軽度の精神遅滞(知的障害)が、日常生活能力へ多少なりとも影響を及ぼしている可能性があることを考慮すると、請求人の精神障害による日常生活への影響の程度については、本件診断書の記載内容全体を勘案すれば、基本的な日常生活活動まで行えないほど著しいと判断することには躊躇せざるをえないところである。

したがって、精神障害による活動制限の程度は、障害等級2級の、「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」とまではいうことは困難である。そうだとすれば、請求人の活動制限の程度は、判定基準等に照らし、障害等級の2級程度には至っておらず、おおむね3級程度に該当すると判断するのが相当である。

### (3) 総合判定

請求人の障害等級について、上記(1)及び(2)で検討した機能障害と活動制限との両面を併せて総合判定すると、請求人の障害程度は、「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」(2級)に至っているとまでは認められず、「日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの」(3級)に該当すると判定するのが相当であり、これと同旨の結論を採る本件処分に、違法又は不当は認められない。

3 請求人は、上記第3のとおり主張しているが、前述(1・(5))のとおり、障害等級の認定に係る総合判定は、申請時に提出された診断書の記載内容全般を基に、判定基準等に照らして客観的になされるべきものであるところ、本件診断書によれば、請求人の症状は、障害等級3級と認定するのが相当である(2・(3))ことから、請求人の主張に理由はないものである。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成

別紙1及び別紙2 (略)